

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（20210208保局第2号）の一部を改正する案
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする事業場等が、火力発電所（内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。</p> <p>② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 小型の汽力を原動力とする出力100キロワット以下の火力発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者</p> <p>(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省</p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) ボイラー・タービン主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① ボイラー・タービン主任技術者を選任しようとする事業場等が、火力発電所（内燃力を原動力とするものを除く。以下本項において同じ。）、火力発電所の設置の工事のための事業場若しくは火力発電所を直接統括する事業場又は燃料電池発電所若しくは燃料電池発電所の設置の工事のための事業場であること。</p> <p>② ボイラー・タービン主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 小型の汽力（<u>温泉法（昭和23年法律第125号）の規定の適用を受ける温泉を利用するものに限る。</u>）を原動力とする出力100キロワット以下の火力発電所、当該発電所の設置の工事のための事業場又は当該発電所を直接統括する事業場であってその直接統括する発電所の出力の合計が100キロワット以下のものに係る場合は、次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において機械工学の課程を修めて卒業した者</p> <p>(ロ) 学校教育法による高等学校若しくはこれと同等以上の教育施設を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省</p>

<p>令第1号)第8条に規定する認定試験合格者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項の資格検定合格者を含む。)で、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>(a)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、<u>③に掲げる要件に適合する講習(以下「ボイラー・タービン主任技術者講習」という。)</u>を修了した者</p> <p>(b)火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者</p> <p>(ハ)～(ト) (略)</p> <p>ロ～ヘ (略)</p>	<p>令第1号)第8条に規定する認定試験合格者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第8条第1項の資格検定合格者を含む。)で、かつ、次のいずれかに該当する者</p> <p>(a)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18第37号のボイラー取扱技能講習を修了した者であって、<u>経済産業省が実施する講習を修了した者又は経済産業省が実施する試験に合格した者</u></p> <p>(b)火力発電所の工事、維持又は運用に関する実務に通算して1年以上従事した者</p> <p>(ハ)～(ト) (略)</p> <p>ロ～ヘ (略)</p>
<p><u>③ ボイラー・タービン主任技術者講習は、次の要件の全てを満たすものとする。</u></p> <p><u>イ ボイラー・タービン主任技術者講習を実施する者(以下「BT講習実施者」という。)は、次の要件を全て満たすものであること。</u></p> <p><u>(イ) 電力・火力発電等に関する講演又は講習を適切に開催した実績がある法人であること。</u></p> <p><u>(ロ) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいない法人であること。</u></p> <p><u>ロ BT講習実施者は、ボイラー・タービン主任技術者講習を実施する前に、当該講習の日程、実施場所並びにニ及びホに掲げる要件を満たす講習である旨を公示し、受講者の募集を行うこと。</u></p> <p><u>ハ ボイラー・タービン主任技術者講習を毎年度2回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、当該講習の開催が困難であるときはこの限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>

ニ 次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる講習時間以上行うものであること。ただし、現地実習は任意とする。

<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>講習時間</u>
<u>火力発電設備の保安に関する法令</u>	<u>一 火力発電設備の安全規制の概要</u> <u>二 ボイラー・タービン主任技術者制度の概要</u> <u>三 電気関係報告規則について</u> <u>四 保安規程について</u>	<u>1 時間</u>
<u>火力発電の仕組み、技術基準</u>	<u>一 火力発電の仕組み</u> <u>二 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、発電用火力設備の技術基準の解釈について</u>	<u>1 時間 3 0 分</u>
<u>火力発電設備の構造物等（ボイラー、タービン等）</u>	<u>一 設計</u> <u>二 ボイラーについて</u> <u>三 タービンについて</u> <u>四 使用燃料について</u> <u>五 その他関連機器について</u>	<u>2 時間</u>
<u>ボイラー・タービン主任技術者の保安監督業務</u>	<u>一 巡視・点検及び検査の方法</u> <u>二 不良箇所の発見と処置（診断及び補修方法）</u> <u>三 記録と経年監視</u> <u>四 緊急事態（災害、事故等）の対応</u>	<u>1 時間</u>
<u>理解度確認試験</u>	<u>上記内容（現地実習を除く。）に関する試験（合計15問程度とし、6割以上の正解で合格とする。）</u>	<u>3 0 分</u>
<u>現地実習*</u>	<u>一 巡視・点検及び検査の方法</u>	<u>4 時間</u>

- 二 診断及び補修方法
- 三 火力設備の計測、診断等
- ※ 現地実習を行わない場合は現地実習に代わるプログラムを実施すること。

ホ ボイラー・タービン主任技術者の免状の交付を受けている者、電気工作物検査官の職にあり若しくはあった者又はこれらと同等以上の知識を有すると認められる者が講師であること。

ヘ 講習を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、生年月日、講師名、受講期日及び講習を修了した旨が記載された修了証（例えば、様式例2によるものとする。）を発行すること。

4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- ①～④ (略)
- ⑤ 保安管理業務講習の全部又は一部の科目を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、電気主任技術者免状番号、生年月日、科目ごとの修了年月日が記載された保安管理業務講習修了証（例えば、様式例3によるものとする。）を発行すること。
- ⑦ (略)
- (3)～(11) (略)

4. 規則第52条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- ①～④ (略)
- ⑤ 保安管理業務講習の全部又は一部の科目を修了した者に対して、講習実施機関名、受講者氏名、電気主任技術者免状番号、生年月日、科目ごとの修了年月日が記載された保安管理業務講習修了証（例えば、様式例2によるものとする。）を発行すること。
- ⑦ (略)
- (3)～(11) (略)

様式例2

ボイラー・タービン主任技術者講習修了証

ふりがな 受講者氏名		生年 月日	年 月 日生
現住所		(TEL.)	
他に連絡先がある 場合その名称及び 所在地	名称	(TEL.)	
	住所		

(新設)

科目	範囲	講師の氏名 (要件)	受講期日
火力発電設備の保安に関する法令	1. 火力発電設備の安全規制の概要 2. ボイラー・タービン主任技術者制度の概要 3. 電気関係報告規則について 4. 保安規程について		年 月 日 時 分 ～ (時 分 時間)
火力発電所の仕組み・技術基準	1. 火力発電の仕組み 2. 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、発電用火力設備の技術基準の解釈について		年 月 日 時 分 ～ (時 分 時間)
火力発電設備の構造物等 (ボイラー、タービン等)	1. 設計 2. ボイラーについて 3. タービンについて 4. 使用燃料について 5. その他関連機器について		年 月 日 時 分 ～ (時 分 時間)
ボイラー・タービン主任技術者の保安監督業務	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 不良箇所の発見と処置 (診断及び補修方法) 3. 記録と経年監視 4. 緊急事態 (災害、事故等) の対応		年 月 日 時 分 ～ (時 分 時間)
理解度確認試験	上記内容 (現地実習を除く。) に関する試験 (合計 15 問程度とし、6 割以上の正解で合格とする。)		年 月 日 時 分 ～ (時 分 時間) 試験結果:
現地実習*	1. 巡視・点検及び検査の方法 2. 診断及び補修方法 3. 火力設備の計測、診断等 ※ 現地実習を行わない場合は現地実習に代わるプログラムを実施すること。		年 月 日 時 分 ～ (時 分 時間)

上記の者は、主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) 2. (3) ③ニに基づく講習を修了したことを証明します。

年 月 日

証明者 所在地 (TEL.)

名称及び

代表者の氏名 印

<p>備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p> <p>2 証明者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。</p> <p>3 講師の要件については、交付を受けたボイラー・タービン主任技術者免状交付者、電気工作物検査官の職にあり若しくはあった者又は同等以上の知識を有する者の別を記載すること。</p>	
<p>様式例<u>3</u></p> <p>保安管理業務講習修了証</p>	<p>様式例<u>2</u></p> <p>保安管理業務講習修了証</p>

附 則（20220830保局第1号）

この規程は、令和4年9月12日から施行する。